

今年の申告期間は平成 27 年 2 月 16 日～ 3 月 16 日です

ただし、還付申告をする場合は、期間前でも申告書を提出することが可能です

■地区巡回相談日

○役場職員が申告相談を行います。

全会場、午前9時～正午、午後1時～午後3時受付分まで行います。

※正午～午後1時までは申告相談を行いません。

【2月の相談会場】

実施日	会 場	対 象 地 区
2月16日(月)	役場本庁 3 階 会議室	田野口
2月17日(火)		久野脇
2月18日(水)	北部地域振興センター (総合支所 2 階)	青部、崎平
2月19日(木)		小長井、洗富小幡、坂京、平栗、 上岸、前山
2月20日(金)	奥泉集会所	大間、接岨、奥泉、大谷、八木
2月22日(日)	役場本庁 3 階 会議室	全地区対象 (日曜納税相談)
2月23日(月)	役場本庁 3 階 会議室 (税理士無料相談)	上長尾、高郷1-5班
2月24日(火)		高郷6-12班、梅高
2月25日(水)		久保尾
2月26日(木)		八中、瀬平、下長尾
2月27日(金)		全地区対象

【3月の相談会場】

実施日	会 場	対 象 地 区
3月1日(日)	北部地域振興センター (総合支所 2 階)	全地区対象 (日曜納税相談)
3月3日(火)	下泉高齢者コミュニティーセンター	下泉、壺町河内
3月4日(水)		地名
3月5日(木)	北部地域振興センター (総合支所 2 階)	桑野山、沢間、土本、 細尾、小山
3月6日(金)		千頭東、千頭西、寺馬、 田代、柳三
3月9日(月)	役場本庁 3 階 会議室	水川
3月10日(火)	徳山コミュニティー 防災センター	徳山 1 - 2 0 班
3月11日(水)		徳山 2 1 - 3 3 班、 元藤川 1 - 4 班
3月12日(木)		元藤川 5 - 2 1 班
3月13日(金)	北部地域振興センター (総合支所 2 階)	全地区対象
3月16日(月)	役場本庁 3 階 会議室	全地区対象

※ 3 月 2 日 (月) は申告の相談を行いません。

■日曜日の納税相談(川根本町全域)

指定日に都合の悪い方は、この機会をご利用ください。※受付時間は午前9時～正午、午後1時～3時まで

対象地区	月 日	会 場
全地区対象	2月22日(日)	役場本庁 3 階 会議室
全地区対象	3月1日(日)	北部地域振興センター (総合支所 2 階)

平成26年分所得税及び復興特別所得税の確定申告 平成27年度町県民税申告相談のご案内

税務課・課税室 ☎(56) 2223

■所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要な人

- 給与の年収が 2,000 万円を超えている人
- 年末調整された給与のほかにアルバイト収入や農業所得などの合計が 20 万円を超える人。
- 個人事業者や、農業・不動産所得のある人、土地や建物を売った人などで、所得税額が発生する人。
- 公的年金等の所得金額から所得控除を差引くと残額がある人。
(公的年金等の収入金額が 400 万円以下で、年金以外の所得が 20 万円以下の人は申告不要です。)

■確定申告会場

- 島田税務署確定申告会場： 島田市中央町5-1 プラザおおるり(島田市役所隣)
午前9時～午後5時 (土・日・祝日は受け付けしません。)

■年金受給者のための確定申告事前説明会

税務署員が期限前に申告書の作成指導を行います。
該当する方には、日時と会場の案内が島田税務署から通知されます。また、通知が届かない方も、町県民税の申告書の提出が必要な場合がありますので、地区巡回相談日に「申告に必要なもの」を用意してお越しください。

- 日時：平成27年2月9日(月)、10日(火)、12日(木)、13日(金)
午前9時～11時30分、午後1時30分～3時30分

説明会会場：島田市・プラザおおるり・1階多目的室

対象者：川根本町・島田市に在住の方

■住宅借入金等特別控除確定申告事前説明会：プラザおおるり(2月4日～2月6日)

税務署員が期限前に申告書の作成指導を行います。
該当する方には、日時と会場の案内が役場税務課から通知されます。時間に遅れないようにお越しください。

■申告に必要なもの

税務署や役場から送られてきた申告書・収支内訳書

印鑑、ボールペン、還付の場合は振込先口座の分かるもの

給与の源泉徴収票・公的年金の源泉徴収票

- 医療費控除を受ける人→必ず申告前に人別・病院別に仕分け、合計金額を計算してください。
医療費の明細書(役場にあります)に事前に記入してくだされば、申告が短時間で終了します。
- 住宅借入金等特別控除を受ける人→住民票の写し、契約書の写し、借入金年末残高証明書、登記事項証明書など
- 譲渡・山林所得のある人→契約書など譲渡の内容や、入金の日が分かるもの
- その他の所得がある人→支払い明細書や契約書など所得の内容や、入金の日が分かるもの

■税理士無料相談

- 税理士に相談を受けて申告書を作成される方はご利用ください
※受付時間は午前9時～午後3時まで

相談内容	実施日	会場
所得税及び復興特別所得税の確定申告 消費税及び地方消費税の確定申告	2月23日 (月)～2月 27日(金)	役場本庁3階 会議室

★税理士無料相談は、次の所得のある人が受けることができます

- 事業所得が 300 万円(事業専従者控除前の金額)以下の人
- 給与または年金の所得のある人
- 消費税の申告する人
- 譲渡所得(株式譲渡のみ)のある人